令和７年４月

喫煙状況の標識掲示義務のお知らせと スモークフリー推進へのご協力のお願い

1 飲食店内の喫煙状況に応じた標識の掲示が義務付けられています。
店頭に標識を掲示 してください！

必要な標識について

★必要な標識は、右記QRコードからダウンロードできます
（厚生労働省ホームページ）
https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/

店内の喫煙状況	標識を掲示する場所	記載が必要な事項	掲示に関する規定
喫煙専用室を設置している	喫煙専用室の出入口	・喫煙することができる場所であること ・20歳未満の人の立入が禁止されていること	改正健康増進法 違反時の罰則：50万円以下の過料
	店舗の主な出入口	・喫煙専用室が設置されていること	
既存特定飲食提供施設(※)に該当し、喫煙可能室を設置している	店舗の主な出入口	・喫煙することができる場所であること ・20歳未満の人の立入が禁止されていること	
禁煙	**店舗の主な出入口**	**店舗の全部が禁煙であること**	大阪府受動喫煙防止条例 （努力義務）

※既存特定飲食提供施設の要件

①令和2年（2020年）4月1日時点で営業している、現に存する飲食店であること。
②中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下であること。
（一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。）
③令和７年４月以降は大阪府条例に基づき30㎡以下

2 飲食店のみなさまも
スモークフリーの推進 にご協力ください！

スモークフリーって？

スモークフリー＝たばこの煙のない状態　のこと。
吹田市は、みんなが健康で安心して暮らせる
まちづくりのため「スモークフリーシティ・すいた」
をめざしています。

同封の禁煙ステッカーをご掲示ください

ステッカー掲示のお店を吹田市ホームページで
ご紹介します。
掲載希望の方はちらし裏面下部の問合せ先まで
ご連絡ください。

嬉しいね♪ Smoke free

飲食店に必要な措置　※大阪府受動喫煙防止条例による

令和4年（2022年）4月
客席面積に関わらず、**従業員を雇用する飲食店は原則屋内禁煙**
（努力義務）

令和7年（2025年）4月
既存特定飲食提供施設の条件が
客席面積100平方メートル以下→**30平方メートル以下**になりました

お店の**禁煙化**
を考えてみませんか？

詳しくは裏へ

あなたのお店の禁煙化を応援します！

禁煙化の３つのメリット

いいことたくさん♪

1 新しい客層の獲得

吹田市の喫煙率は約11%です。ファミリー層など多くの方が禁煙のお店を探しています。複数人での来店も期待できるため、客層としても大きな魅力かも…。

2 料理の美味しさが一層引き立つ

たばこの煙で、せっかくの料理の美味しさが損なわれていませんか？
料理の美味しさを最大限に伝えるためにも禁煙化をお勧めします。

3 店内清掃の手間が大幅削減

禁煙化によりたばこのにおいや汚れがなくなり、灰皿や店内の清掃の手間、それにかかる経費も削減されます。

何よりお店を経営するあなた、従業員の皆様、
来店されるお客様の**健康を守る**ことにつながります。

禁煙化を考えているお店を応援します！

吹田市民限定

禁煙にチャレンジするあなたには最大1万円を補助します。

詳しくはこちらへ

吹田市では、禁煙治療にかかる費用の一部助成を行っています。
経営者の方、従業員の方、お客様、幅広くご利用ください。

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kenkoiryo/seijin-hoken/_114014/_114016.html

全面禁煙化する場合、国から補助を受けられる場合があります。

詳しくはこちらへ

全面禁煙化にかかる改装等の経費についての補助制度です。
詳細については右記QRコードからご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html

禁煙化に成功したお店を吹田市ホームページで紹介します！

「禁煙化して売り上げがＵＰした！」「新しいお客さんが増えた！」など、禁煙化して良かったというお店を紹介します。

問合せ申込先
吹田市　健康まちづくり室　総務グループ
＜郵送＞ 〒564-0072　吹田市出口町19-3
＜メール＞ ken_machi@city.suita.osaka.jp